

平成30年 8月27日
(2018年)

業 者 各 位

建設総務課長
技術管理課長

和歌山市建設工事等の入札に係る最低制限価格等の
設定基準の一部改正について（お知らせ）

次のとおり電子入札方式における最低制限価格（低入札価格調査を行う場合は、失格価格）の設定方法を変更します。

1 変更内容

最低制限価格（失格価格）は最低制限価格（失格価格）変動下限額にランダム係数を乗じて算出した金額と変動範囲内で最低制限価格（失格価格）変動上限額に最も近い入札金額のいずれか低い方の金額とします。

2 実施時期

平成30年10月1日以降の公告分から実施します。

3 その他

別紙具体例をご参照ください。

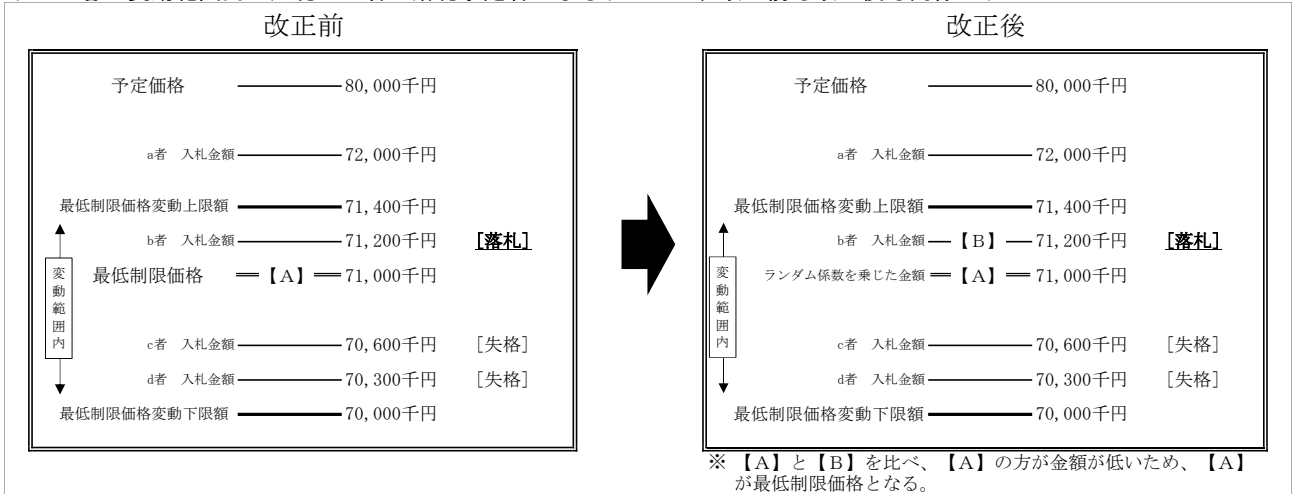
電子入札方式における最低制限価格等の算出方法の見直し

【A】と【B】のいずれか低い方の金額を最低制限価格（失格価格）とする。

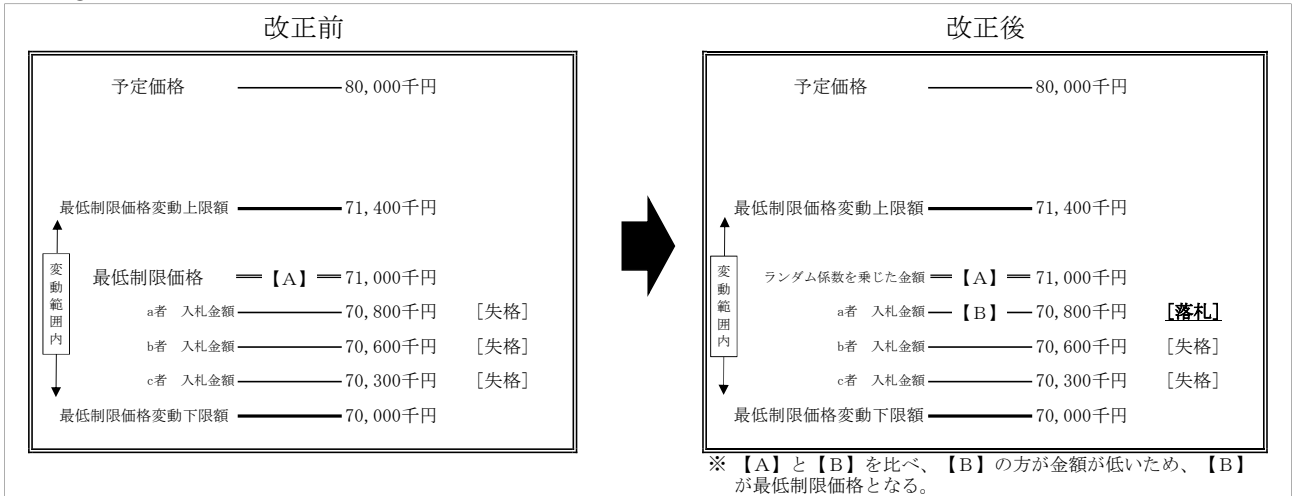
【A】最低制限価格（失格価格）変動下限額にランダム係数を乗じて算出した金額
（現行の最低制限価格と同じ。）

【B】変動範囲内で最低制限価格（失格価格）変動上限額に最も近い入札金額

ケース① 変動範囲内で入札した者が落札予定者となるケースで、改正前も改正後も同様のケース



ケース② 改正前は、変動範囲内で入札した者が全者失格となり入札取りやめとなっていたが、改正後は、a者が落札予定者となるケース



ケース③ 改正前は、変動範囲内で入札した者が全者失格となりa者が落札予定者となっていたが、改正後は、b者が落札予定者となるケース

